

平成24年度第3回和泉市市民活動支援制度判定会会議録

会 議 録

会議の名称	平成24年度第3回和泉市市民活動支援制度判定会
開催日時	平成24年11月15日(木) 午後1時30分から午後3時45分まで
開催場所	和泉市役所2号館3階 301号会議室
出席者	黒田委員長、水谷副委員長、笠井委員、藤原委員、事務局(北野公民協働推進室参事、田中公民協働推進室総括主査、澤田公民協働推進室主事)
会議の議題	1.平成24年度事業申請団体の実績報告にかかる審査 2.平成25年度事業申請にかかる審査
会議録の作成方法	全文記録 要点記録
記録内容の確認方法	会議の議長の確認を得ている 出席した構成員全員の確認を得ている その他()
その他の必要事項(会議の公開・非公開、傍聴人数等)	
審 議 内 容 (発 言 者 、 発 言 内 容 、 審 議 経 過 、 結 論 等)	
別 紙 の と お り	

<p>会議の要旨</p>	<p>(事務局)ただいまから平成24年度第3回和泉市市民活動支援制度判定会を開催させていただきます。</p> <p>はじめに、山下副市長からあいさつをさせていただきます。</p> <p>(副市長)本日は多忙の中、和泉市活動支援制度判定会に出席いただき、お礼申し上げます。</p> <p>また、皆様に委員への就任をお願いしたところ、快諾をいただき重ねてお礼申し上げます。</p> <p>平成22年10月にはじまった和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業(愛称「ちょいず」)は、和泉市自治基本条例の理念の1つである市民相互の協働によるまちづくりを進める事業である。</p> <p>この制度のねらいは、市民活動団体の事業を市民にオープンにし、多くの市民からの理解・共感を得て市民が市民を支援することで、市民活動の基盤を確かなものにしていくことである。</p> <p>制度実施2回目の昨年度は、27の市民活動団体に対し、本市にお住まいの18歳以上の市民の12.5%にあたる約19,000人から支援の届出が集まった。</p> <p>3回目となる平成25年度団体募集では、34団体から応募があり、今後もさらに多くの団体が「ちょいず」事業に参加されることを期待するところである。</p> <p>一方で、全国的にはまだまだ新しい制度でもあり、本市を含め全国で9市が類似制度を実施しているが、各市においても試行錯誤しながら取組内容の改善に努めている状況もある。</p> <p>本市においても、本制度が本市の市民相互の協働によるまちづくりにふさわしいものとなるよう、判定会を通じて委員の皆様の指導いただくよう、お願いし、簡単ではあるが、判定会開催にあたっての挨拶とさせていただきます。</p> <p>(事務局)続いて、副市長より委嘱状及び辞令の交付をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(各委員に委嘱状及び辞令を交付)</p> <p>(事務局)続いて、各委員の紹介をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(各委員の紹介)</p> <p>(事務局)続いて、市職員の紹介をさせていただきます。</p>
--------------	---

(市職員の紹介)

(事務局) 副市長は公務の為、退席させていただきます。

本日の会議においては会長・副会長の選出を行う必要がある。本日、会長が決まるまでの仮議長を市長公室長の藤原委員にお願いしたいと思うがどうか。

(異議なしの声)

(仮議長) それでは、会議の運営及び会長・副会長の選出にあたり、制度の概要と判定会の運営について、確認の意味で事務局から説明を願う。

(事務局) 制度の概要と判定会の運営について簡単に説明させていただきます。

まず、当制度の目的として要綱の第1条では、市民活動団体の行う事業に対し、18歳以上の市民の選択を考慮して市長が定める支援金(以下「支援金」という。)を交付する制度を設けることにより、市民の市民活動に対する理解及び関心を深めるとともに、市民活動団体の活性化及びその活動の促進を図り、もって市民相互の協働によるまちづくりを推進することを目的とする、というものである。

続いて、第2条の(2)であるが、この市民活動支援制度の市民活動団体の定義である。ボランティア活動を行う団体、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)その他の非営利活動を行う団体であって、福祉、環境、文化、スポーツ、青少年の健全育成その他社会貢献にかかる分野の活動を行っているものをいう。

次に、ちよいず事業支援対象となる市民活動団体の要件が第3条である。

支援金の交付の対象となる市民活動団体(以下「支援対象団体」という。)は、次に掲げるすべての要件を満たしている団体とする。

- (1) 市内に事務所を有し、主として市内において活動をしていること。
- (2) 規約、会則、定款等市民活動団体の組織、運営等に関する定め及び役員名簿等を有していること。
- (3) 団体を組織する構成員が5名以上であること。
- (4) 法令、条例等に違反する活動をしていないこと。
- (5) 公序良俗に反する活動をしていないこと。
- (6) 宗教的活動又は政治的活動をしていないこと。

この6点をすべて満たしている団体が支援対象団体となる。

次に支援対象となる事業の要件であるが、第4条の(1)～(6)までのすべてを満たして事業とする。

- (1) 特定非営利活動促進法別表に掲げる活動に係る分野その他の社会貢献に係

る分野のものであること。

- (2) 営利を目的としないものであること。
- (3) 事業の主たる効果が市内で生じると認められるものであること。
- (4) 市民を主たる対象とするものであること。

地域の団体がするお祭りやイベントについては、市民の範囲をおおむね小学校校区ぐらいの範囲の市民が参加できるイベントということに団体募集要項でさせていただいている。

- (5) 当該市民活動団体の構成員のみを対象とするものでないこと。
- (6) 支援金の交付を受けようとする年度に直接和泉市から他の補助金等の交付を受けていないこと。

続いて判定会に直接関わる部分のみ申し上げる。

「第6条 市長は、前条の規定により支援金の交付申請を受けたときは、和泉市助成審査委員会規則（平成24年規則第66号）別表に規定する和泉市市民活動支援制度判定会（以下「判定会」という。）の審査を経た上で、支援対象団体とするか否かを決定するものとする。この場合において、市長は、支援対象団体の決定をしたときは、必要な条件を付することができる。」

続いて、3ページの第9条。

「第9条 支援対象団体に交付する支援金の額は、当該支援対象団体に係る団体ごとの個人支援額を積算した額（その額が次項の交付の対象となる経費の額の2分の1に相当する額を超えるときは、当該2分の1に相当する額）又は50万円のいずれか低いほうの額を上限として、予算の範囲内において市長が定める額とする。ただし、当該支援対象事業に係る支援金以外の収入の総額に支援金を加えた額が支出の総額を上回る場合は、その差額を支援金の額から控除するものとする。

2 支援金の交付の対象となる経費は、支援対象事業の遂行に直接必要な経費とし、別表に定めるとおりとする。」

続いて、4ページの第12条であるが、交付申請内容の変更等ということで、

「第12条 支援対象団体は、前条の規定による公表が行われた日の翌日から起算して14日以内に、和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業支援金交付申請内容変更申請書（様式第7号）に変更後の事業計画書（様式第3号）及び変更後の収支予算書（様式第4号）を付して、交付申請に係る支援金の額を減ずる変更を伴う申請内容の変更の申請をすることができる。」

ここでは、市民から選択届出が終わった後に届出金額が集まらなかった場合に団体の方から事業計画の変更申請が出すことができるということが定められている。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、速やかに、判定会の審査を経た上で、当該変更の申請の全部又は一部の承認をするか否かを決定し、当該変更の申請をした支援対象団体に支援金交付申請内容変更可否決定通知

書（様式第8号）により通知するものとする。』

この規定により支援対象団体として決定した団体においても、事業計画の変更申請が提出された場合は再度、判定会にかけることとなっている。

続いて5ページであるが、支援金の額の確定ということで、

「第17条 市長は、前条の規定により実績報告書等の提出があったときは、当該実績報告書等の内容が支援金の交付決定の内容及びこれに付した条件並びに第15条の規定による市長の指示に適合しているか否かを調査し、判定会の審査を経た上で、これらに適合していると認めるときは、交付すべき支援金の額を確定し、支援金額確定通知書（様式第14号）により当該実績報告書等を提出した支援決定団体に通知しなければならない。』

この規定により、支援対象団体が事業を遂行した後に提出される実績報告の審査を判定会で行い、その結果により支援金額が確定する。

以上、この判定会では、最初の支援対象団体の決定と事業の変更があった場合の変更審査、支援対象団体の事業を行った後の実績報告の審査、主にこの3点に関して審査を行っていただく。

続いて、和泉市助成審査委員会規則について説明する。

この判定会の設置、根拠となる規則であるが、第2条で、「委員会は、別表に定めるところにより、助成に係る審査等を行う事務ごとに設置することができる。』と規定されており、別表で、和泉市市民活動支援制度判定会について定められている。担当事務が、「和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業に関する審査その他市民活動支援制度の運用に関すること。』委員定数は5人以内、委員構成は、市民活動に関する専門知識を有する者が3人以内、税理士が1人、市の職員が1人となっている。会長等だが、会長・副会長ともに委員の互選による。任期については、2年とする。ただし、再任は妨げない。という形になっている。

次に会議に関して

「1 第6条 委員会は委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていない場合、その他の委員長が招集できない場合は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。』

と定めている。以上が判定会の運営に関する要綱等の説明である。

（仮議長）今までこの判定は要綱で設置が決まっていたが、条例による附属機関となった。

では、委員の改選に伴い会長、副会長の選任が必要となるが、どうするべきか。

（仮議長一任の声）

(仮議長) 仮議長一任の声をいただいたので、会長、副会長を推薦する。それでは、会長を黒田委員に、副会長は水谷委員にお願いする。よろしいか。

(異議なしの声)

(会長) ただいま、会長を仰せつかった、黒田である。よろしく、お願いする。今日は申請の件数が多いので、早速だが次第に基づいて、平成24年度の実績報告にかかる審査を行う。6団体について事務局の方から一括で説明願う。

(事務局) まず、団体番号4番のぞみ野街づくり推進委員会である。事業の目的だが、夏まつりを通じて、地域住民の交流を促進し、地域の活性化をはかり、安心、安全楽しい街づくりをすることを目的としている。

同団体より提出があった事業報告書を元に事業の内容を確認したところ、7月28日に桃山学院大学のチャペル前広場にて、河内家菊水丸による盆踊りや和太鼓演奏、また桃山学院大学学生の吹奏学部とチアリーディング部による催し物、また東日本大震災の復興支援ライブを全国で行っている、東北Notesという団体が催しを行うのぞみ野夏まつりを開催している。また、子どもから年寄りまでが楽しめるようアルコールのない夏まつりを行っており、事業内容についてはおおむね事業計画通りであり、特に問題がないように思われる。

続いて、収支決算について報告させていただく。当初、提出があった予算書の収入2,000,000円に対し、決算書では2,036,100円となっており、36,100円の収入増となっている。

収入増の主な原因だが、各企業等からの協賛金が若干増えたことがあげられる。続いて支出の部であるが、予算書の支出2,000,000円に対して、決算書では2,036,100円となっており、同じく36,100円の支出増となっている。

支出増の主な原因だが、予算書では450,000円で計上されていた対象外経費である抽選会の景品代やスタッフの飲食代が215,174円の増となったことがあげられる。

一方で対象経費である出演者への報償費が44,000円の減、事務用品費として計上されていた消耗品費が33,969円の減、舞台設営や音響設営等の委託費が74,981円の減、出演者への弁当やスタッフの飲料代にあたる食料費が32,089円の減となっており、合計で179,074円の減となっているが、全体としては、支出増となっている。

以上が決算書の主な内訳である。事務局で領収等を確認した結果、収支ともに特に問題はないと思われる。

続いて、団体番号9番 青葉はつが野世代間交流推進委員会である。同団体の

事業の目的だが、比較的若い世代が多い青葉はつが野校区において、夏祭りを通じて、世代間が交流し近隣の絆を深め、助け合いの精神で安全、安心な街づくりを推進することを目的としている。

同団体より提出があった事業報告書を元に事業内容を確認したところ、8月18日に青葉会館横のふれあい広場にて青葉台夏祭りを開催しており、子どもによる空手演技で始まり、中学生によるブラスバンドの演奏など、市民の日頃の練習の成果を披露する場として10団体による催し物、最後に子どもを対象としたビンゴゲームを開催している。

事業内容については、概ね事業計画通りであり特に問題はないように思われる。

続いて収支決算についての報告をする。

まず、収入の部であるが、予算書の収入1,650,000円に対し、決算書では1,797,872円となっており、147,872円の増収となっている。

増収の主な原因については近隣事業者からの寄付やTシャツ販売による事業収入が186,148円増加したことがあげられる。

続いて、支出の部だが予算書の支出1,650,000円に対して、決算書では1,797,872円となっており、147,872円の支出増となっている。

支出増となった主な原因だが、事務用品費である消耗品費が24,566円の増、舞台設営や音響設営、また予算書では法被のクリーニング代を計上していなかったことで委託費が21,872円の増、予算書では夜店用のプロパンガスのレンタル代を計上していなかった等の理由で使用料及び賃借料が36,472円の増、夜店用の材料費である原材料費が110,082円の増となっていることなどがあげられる。

100,000円で計上されていた出演者の報償費が決算書では計上されていないことや、59,000円で計上されていた役務費が決算書では2,200円で計上されているなど支出減となっている費目もあるが、全体としては支出増となっている。事務局で領収書などを確認した結果、収支ともに特に問題はないように思われる。

続いて、団体番号19 和泉だんじり大連合実行委員会である。同団体の事業目的だが、だんじりを介しての地域コミュニティの醸成と伝統文化の継承を目的としている。

同団体より提出のあった事業報告書を基に事業内容を確認したところ、10月7日に和泉府中駅周辺にて18町会のだんじりによるパレードを開催しており、その際に高齢者や障がい者の方々がだんじり祭りを楽しめるよう、福祉席を設置した。また、観客が安全にだんじり祭りを楽しめるように警備員を配置しており安全対策にも努めている。

事業内容については、概ね事業計画どおりであり、特に問題はないように思われる。

続いて、収支決算について報告する。

まず、収入の部であるが、予算書の収入2,300,000円に対し決算書では、1,808,804円となっており、491,196円の収入減となっている。

収入減の原因についてだが、予算書では1,800,000円で計上していた各町会からの負担金である自主財源が決算書では1,260,000円となっており、540,000円の減となっている。

続いて、支出の部であるが、予算書の支出2,300,000円に対して決算書では1,808,804円となっており、491,196円の支出減となっている。

支出減の主な原因だが、予算書では1,000,000円で計上されていた仮設トイレやテント、また無線機などの費用にあたる使用料及び賃借料が、決算書では381,100円で計上されており、618,900円の減となっていること、また対象経費ではないが、予算書では880,000円で計上されていた20周年記念誌の作成費が決算書では記念カレンダー作成に変わっており、540,000円で計上されているので、340,000円の減となっていることなどが主な原因となっている。

一方、紅白幕や看板、また交通規制に用いるトラロープの費用にあたる消耗品費が285,165円の増、警備委託や舞台設営などの費用にあたる委託料が181,040円の増、予算書では計上されていなかった全体説明会用の資料代にあたる印刷製本費が決算書では123,940円で計上されているなど、中には支出増となった費目もあるが、全体としては支出減となっている。

以上が決算書の主な内訳である。事務局で領収書等を確認した結果、収支ともに特に問題はないように思われる。

続いて、団体番号21番 NPO法人美容本舗 harmony である。事業の目的だが、高齢者や障がいのある方が“美”を通じて心を満たし、普段の生活においてコミュニケーションのきっかけづくりを目的としている。

同団体より提出のあった事業報告書を基に事業内容を確認した結果、6月18日に和泉シティプラザにて「まつ毛エクステ」、「ジェルネイル」、「メイク」、「眉毛カット」、「マッサージ」を1メニュー500円にて体験していただくイベントを開催しており、事業内容については、特に問題はないものと思われる。

続いて、収支決算について報告させていただく。

なお、本事業については、市民からの支援金が少なかったことから変更交付申請があった。

まず、収入の部であるが、当初提出のあった予算書の収入81,100円に対し決算書では、84,422円となっており、3,322円の増となっている。

収入増のおもな原因だが、団体会計からの補填である自主財源が増えたことがあげられる。

続いて、支出の部であるが、予算書の支出81,100円に対して決算書では84,422円の支出となっており、3,322円の増となっている。

支出増の主な原因だが、予算書で11,500円で計上されていた外部講師やスタッフの交通費である旅費が4,221円の増、予算書で600円で計上されていた保険代などにかかる役務費が決算書では郵送代が加えられたことにより800円の増、予算書で25,000円で計上されていたネイル等の材料代である原材料費が7,539円の増となっていることなどがあげられる。

チラシ作成用のインク代やゴミ袋代にあたる消耗品費のように予算書の額より9,670円減となっているような費目もあるが、全体としては3,322円の増となっている。

以上が決算書の主な内訳である。事務局で領収書等を確認した結果、収支とも特に問題はないように思われる。

続いて、団体番号25 光明台夏まつり実行委員会である。

同団体については、夏まつりを通じて住民同士の交流の場を広げ、親睦を図り、光明台地区を住み良い明るいまちにすることを目的として事業を実施している。

事業内容については、8月17日及び18日に光明台自治会館前広場にて光明台夏まつりを開催しており、1日目は住民参加の日として幼児から高齢者までの市民が自らの演技を発表する場としており、地元の幼稚園、小学校、老人会等が参加している。2日目は盆踊りとして、子どもから高齢者までが参加しており、事業内容については、事業計画どおり実施していることから、特に問題はないものと思われる。

続いて、収支決算書についてご報告させていただく。

まず、収入の部であるが、予算書の収入1,303,500円に対し決算書では、1,307,689円となっており、概ね予定どおりであったものと思われる。

続いて、支出の部であるが、予算書の支出1,303,500円に対し決算書では1,307,689円となっており、概ね予定どおりとなっている。

内訳については予算書で286,000円で計上されていた舞台設営や音響設営やゴミ処理代にあたる委託費が、決算書ではやぐらやテントなどの運搬委託料が加わったことにより30,550円の増になったことや、予算書で162,000円で計上されていた啓発用うちの作成費や清掃用具代にあたる消耗品費が決算書では187,452円で計上されており、25,452円の増となったこと、また、予算書で102,000円で計上されていた出演者の弁当代やスタッフの飲料代にあたる食料費が決算書では55,785円で計上されており46,215円の減となっているなど、一部金額の変動はあるが、全体としては概ね予定どおりであったものと思われる。

以上、決算書について事務局で領収書等を確認した結果、特に問題はないものと思われる。

続いて、団体番号27番 社団法人和泉青年会議所である。

事業の目的だが、和泉市で育った若者や子どもを中心に彼らの興味のある「music」、「sports」、「fashion」などをベースとした事業を開催することで若者たちと地域が交流し、飛躍していくことを目的としている。

同団体より提出のあった事業報告書を基に事業内容を確認した結果、7月15日に池上曽根史跡公園にて太鼓や吹奏楽などを披露する「music」のブース、ダンスやよさこいなどを披露する「sports」のブース、そして和泉市内外のヘアサロンによるヘアカット&ファッションショーを行う「fashion」のブースの3つのブースを柱とするステージイベントの開催と模擬店やフリーマーケットを開催しており、事業内容については、特に問題はないものと思われる。

続いて、収支決算書について報告する。

まず、収入の部であるが、予算書の収入1,608,450円に対し決算書では、1,118,249円となっており、490,201円の減となっている。減の主な原因だが、模擬店のテント使用料として見込んでいた事業収入が当初の予定より445,000円減少していることがあげられる。

続いて、支出の部であるが、予算書の支出1,608,450円に対し決算書では1,118,249円となっており、490,201円の減となっている。

支出減の主な原因だが、出演者への出演料として予算書で350,000円で計上されていた報償費が決算書では計上されておらず、350,000円の減となったこと、ステージ設営にかかるテント、椅子、机のレンタル代として予算書では896,450円で計上されていた使用料及び賃借料が決算書では535,229円で計上されており、361,221円の減となっていること、また、予算書では楽器等の運送費として40,000円で計上されていた委託費が決算書では計上されておらず40,000円の減となったことなどがあげられる。

一方、予算書では、200,000円で計上されていたポスターやチラシの印刷代が決算書では328,065円で計上されており、128,065円の増となっている。また、予算書では20,000円で計上されていた消耗品費が決算書では86,556円で計上されており、66,556円の増となっているなど、支出増となっている費目もあるが、全体としては支出減となっている。

以上、決算書について事務局で領収書等を確認した結果、特に問題はないものと思われる。

以上が実績報告の提出があった6団体についての概略である。

(会長) それでは、審査に入る。ただ今、説明があった団体の報告書類等について、何か質問・意見等があれば意見をお願いしたい。いかがか。

(会長) 21番の美容本舗harmonyだが、「来年度も続けるかどうかはちよいず制度の内容による。」とあるがどういう意味か。

(事務局)実績報告書を受け付けた際に、報償費について技術職ということもあり、外部講師だけではなく、内部のスタッフでも一部認めてもいいのではないかとといった意見は受け付けた。

(会長)内部の方々はボランティアで参加したということか。

(事務局)そうである。また、昨年度はジェルネイル、メイクなど手広くしていたが支援金額があまり集まらなかったということもあるので、今年は前髪カットのみ限定で行うということで申請を受け付けている。

(会長)19番の和泉だんじり大連合実行委員会について、予算書と決算書で、かなり金額が変わっている。使い道としては問題ないと思うが、申請の段階と事業が終わった段階で大きな変更があるというのは何か理由があるのか。

27番の和泉青年会議所も大きな変動があるようだが、いかがか。

(事務局)19番の和泉だんじり大連合に関して、今年20周年を迎えるということで、イベントをするということで受け付けたが、昨年の10月の時点ではプランが確定していなかったので、予算書と決算書に項目や金額等に差がでたということに聞いている。

27番の青年会議所だが、一番大きい変動は報償費の350,000円が無くなっているということである。当初、音楽、スポーツ、ファッションの3つのブースを計画していて、ファッションのほうに芸能人を呼ぶという話があったが、結局その話が無くなり、報償費を支払うことが無くなったということである。

(委員)9番の青葉はつが野世代間交流推進委員会の報償費について、なぜ予算書では、対象経費として計上されていたのに、なぜ決算書では対象外経費となっているのか。

(事務局)当初は報償費として10グループの方に1グループあたり1万円を計上していたが、お礼の意味が強く領収書をもらうというのは心苦しいということである。

領収書がないということで、今回は対象外ということで計上した。

(会長)それは、決算書にはないところから支払われたということか。

(事務局)そうではなく、決算書の対象外経費の中に含まれている。

(委員) 警備員に対する費用として、のぞみ野街づくり推進委員会は委託費として、50,400円、和泉だんじり大連合実行委員会は委託費として300,000円、和泉青年会議所は報償費として74,025円計上している。報償を支払った際の領収書はどうなっているのか。

(事務局) 団体によっては委託費という形で支払っている分とお礼という形で支払っている場合とがある。

(委員) 全体を委託するという形でやっているのか。謝礼で支払っているのか。

(事務局) 和泉青年会議所の場合は、和泉セキュリティサービスに委託している。

(委員) どちらも今後も申請するのであれば、警備費の費目を整理する必要がある。

(事務局) のぞみ野街づくり推進委員会も株式会社ふたばに委託している。一人あたり、12,000円である。

(委員) 警備は基本委託でいいのでは。個人的に頼んでいるとなるとややこしくなる。

(副会長) 委託となると基本的には契約書などがあるのではないかと。警備というのは、何かあった場合、全般に責任をもつのか部分的に専門家を交えているかによって変わるので、そこをはっきりさせておいた方がいいと思う。

(委員) 警備委託という形のほうがいいと思う。

(会長) 和泉青年会議所に関しては、警備の費用が報償費に入っているが委託費で訂正をお願いする。

(事務局) 承知した。

(会長) 決算書を作るにあたり、何かマニュアルはあるのか。指導はするのか。

(事務局) こちらで気付いた点は、指導している。

(副会長) 基本的に決算書には、数量や単価などを積算根拠として書くということだが、指摘がいくつかあったように、警備代が妥当なものかはイベントの費用

等で変わるため今の報告だと分りにくい印象がある。和泉だんじり大連合実行委員会も支出に関して流用が多いが、なぜその数字に変わったのか根拠を示した方がよい。また、紅白幕が152,655円だが、妥当なのかどうか判断できない。単価×数量があると分りやすいのではないか。判断するうえで、積算根拠を示していただく必要がある。

(会長)申請団体からは、申請手続きがややこしいという話があるが、一方で市民の方に知ってもらうために詳しく説明を記載してほしいという意見もある。紅白幕も何枚いるのかとか難しいが、どうか。

(事務局)イベントの規模が大きくなると、買い出しに行く時に複数の方でいく場合が多いということで、会計の方が実績報告うけた時に実際に何枚購入したかどうかを把握できていないというのが現状である。事務局として、今後、積算根拠を示した形で、実績報告をしてもらうというのが課題である。

(副会長)それを含めて市民活動団体には事業内容をきちんと示す力をつけていただきたい。

(会長)団体にそのような力をつけていただくためにも事務局の方で指導していただきたい。

他に意見があれば、いただきたい。

(異議なしの声)

(会長)特に何か問題点があれば何うが。この形で認めてよいか。

(異議なしの声)

(会長)ただいまの決定に基づいて、事務局の方で各団体に対して手続きを行っていただくようお願いしたい。

それでは続いて、次第5、平成25年度事業の応募団体の審査についてだが、本日は審査すべき団体数が34団体と多いことから、事務局の説明については、10団体ずつ分けてお願いしたいと思うが、よろしいか。

(異議なしの声)

(事務局)応募団体数は34団体、活動実施に伴う事業総額は34,689,050円、それに伴う団体からの支援希望総額は、11,039,425円となっ

ている。応募団体数の内訳だが、昨年度から継続して申請があった団体が28団体、新規に申請があった団体が7団体、昨年度申請があり、本年度申請がなかった団体は1団体となっている。その結果、昨年度よりも団体数では7団体の増となっており、支援希望額では、2,632,750円の増となっている。

以上が今年度の申請状況となっている。何か、質問はないか。

(副会長)このうち、何団体に絞るかは、決まっているのか。

(事務局)団体数に制限はない。

(副会長)承知した。

(事務局)続いて、各団体の申請内容について、団体番号、団体名、事業の目的、収支予算額の支出のうち対象経費の内訳のみを説明させていただく。

まず、団体番号1 鶴山台一丁目お祭り実行委員会である。事業目的であるが、新興住宅地として始まった当地域の世代交代が進む中、周辺に住む人々の親睦及び子ども達から、お年寄りまでの各世代が世代間交流を図るとともに災害時に対応できる防災コミュニティネットワークの形成にすることを目的として、イベントを開催する形で申請が出ている。

収支予算額の対象経費であるが、340,000円で申請が出ている。

その内訳だが、報償費として40,000円、旅費として5,000円、消耗品費として140,000円、食料費として8,000円、印刷製本代に20,000円、役務費2,000円、委託料15,000円、使用料及び賃借料20,000円、原材料費70,000円、備品購入費20,000円、計340,000円という形で申請が出ている。対象外経費の140,000円については、抽選会の景品代と、スタッフのみの会議費である。

続いて、団体番号2 のぞみ野街づくり推進委員会である。事業目的は、新興住宅と旧住宅地に住む地域住民の交流促進(子どもからお年寄りまでの世代間交流)を目的としてイベントを開催する、という形で申請が出ている。

対象経費として、1,463,000円となっている。内訳については、報償費600,000円、消耗品費30,000円、食料費45,000円、スタッフの食料費として18,000円、印刷製本費160,000円、役務費10,000円、委託料600,000円という形になっている。

続いて、団体番号3 和泉市音楽家連盟「音の和」である。こちらの事業目的は、クラシック音楽の普及と地域の音文化向上に寄与することを目的とし、コンサートを予定している。予算額の対象経費であるが、466,000円で計上している。内訳は報償費20,000円、委託料20,000円、印刷製本代100,000円、使用料及び賃借料59,500円、200,000円、37,5

	<p>00円、消耗品費として15,000円、役務費として12,000円、食料費として2,000円計上している。</p> <p>続いて、団体番号4の健康づくり予防医学推進委員会である。こちらは新規の団体である。</p> <p>事業目的だが、健康体操、ヨガ、ピラティス、ストレッチ体操、柔軟体操、マタニティヨガなどを通じて、地域の健康に貢献することを目的とし、教室を開催するものである。対象経費として、365,210円計上している。内訳として、報償費243,360円、使用料及び賃借料として54,000円、委託料として、24,150円、27,000円、印刷製本代として5,000円と11,700円が計上されている。</p> <p>続いて、団体番号5番のミータスコア・グループ未来である。事業目的は、市民にクラシック音楽を味わってもらい、和泉市の文化芸術風土のさらなる醸成に貢献することを目的とし、コンサートを実施する。対象経費は1,336,000円を計上しており、内訳は報償費として490,000円、旅費24,000円、消耗品費21,000円、印刷製本費100,000円、役務費20,000円、委託料94,000円、使用料及び賃借料490,000円、合唱練習会場使用料とし、80,000円である。</p> <p>続いて、団体番号6 和泉だんじり大連合青年部である。事業目的は、地域コミュニティの高揚と地域間交流及び世代間交流の促進を図ることを目的とし、だんじりを曳行することとしている。</p> <p>対象経費として、1,200,000円である。内訳は消耗品費520,000円、委託料320,000円、使用料及び賃借料360,000円である。</p> <p>続いて、団体番号7 NPO法人和泉国際交流会ICIXである。事業目的は、外国人と和泉市民が交流を深め、習慣、文化の違いを乗り越え親しくなり、和泉市の他民族共生に寄与することを目的とし、国際パーティを開催するものである。</p> <p>対象経費として、210,000円である。内訳は報償費50,000円、旅費15,000円、消耗品費28,000円、食料費10,000円、印刷製本費10,000円、役務費12,000円、使用料及び賃借料35,000円、原材料費50,000円である。</p> <p>続いて、団体番号8 青葉はつが野世代間交流推進委員会である。事業目的として、地域の皆さん、子ども達と同じ土俵で遊びを共有し、共助の精神と人間関係の絆を深めることを目的とし、夏祭りのイベントを開催するものである。</p> <p>対象経費として、1,390,000円である。報償費100,000円、旅費20,000円、消耗品費70,000円、食料費60,000円、印刷製本費10,000円、役務費17,000円、委託料393,000円、使用料及び賃借料100,000円、原材料費620,000円である。</p> <p>続いて、団体番号9 あおばお助け隊である。事業目的は、高齢者の要望に応</p>
--	--

え営繕、修理、樹木の剪定を行うとともにコミュニケーションを高め清潔な街づくりに寄与することを目的とし、事業を目的としている。

対象経費として、240,000円である。内訳として、消耗品費43,000円、ガソリン代、8,000円、旅費48,000円、食料費24,000円、使用料及び賃借料16,000円、報償費10,000円、役務費16,000円、備品購入費25,000円、委託料50,000円である。

続いて、団体番号10 はつが野街づくり推進委員会である。事業目的は地域の活性化を図り住み良い街、心の通じ合う街づくり、お互いに助け合う共同意識の高い地域形成を目指すという目的である、はつが野街づくりを計画している。

対象経費については、1,567,000円である。内訳は、委託料350,000円、印刷製本費150,000円、使用料及び賃借料627,000円、その他としてブース料440,000円であるが原材料費という形になるので、対象経費として含めているが、その他という形で計上されているので、判定委員の方で判定していただきたい。

以上が最初の10団体になる。

(会長)1番から10番まで確認していただき、意見があればお願いしたい。はつが野街づくり推進委員会のブースはどういうものなのか。

(事務局)ブースを出店する予定であり、子ども会や地域の団体がヨーヨー釣りや当て物など、子どもの催しをしているが、その材料費という形で計上している。

(会長)その他にしては、一番金額が多いがどうか。

(事務局)440,000円計上されているが、収入として380,000円計上しているので、特に問題はないように思う。

(会長)承知した。

(委員)新規は4番だけか。ヨガ教室で、目的が健康ということだが、対象はすべての年代の方で、1年間無料にするということでは、他の教室を圧迫しないか。無料とする目的は何か。

(事務局)この団体は新規の団体で、代表者は整骨院を経営されているということであるが、スタッフ以外にも健康に興味がある方をボランティアとして集め、すでに活動を実施している。ちょいず申請すると広報に活動が掲載できるので、それも目的の一つと聞いている。

(委員)本来、自分で事業をしていてアピールをしたいということか。

(事務局)書類審査では、特に問題はないかと。

(委員)美容本舗h a r m o n yは、障がい者の方が中心か。

(事務局)障がい者の方を主な対象としていると聞いている。

(委員)実際、見に行ったことはあるか。

(事務局)はい。障がい者の枠を時間帯で設けていて、障がい者の方も来られている、ということであった。

(会長)美容本舗h a r m o n yは、今回で2回目の参加である。うちの大学にも来ていただいたことがあって、障がい者の方や高齢者の方に化粧したりすることで、社会にでる機会をもってもらうことを目的として活動しているボランティアの団体である。

(会長)団体を制限するのではなくて、どんどん受け入れるのはいいと思うが、受け入れるからには、団体の方にも書類等をきちんとしてもらう必要があると思う。4番の団体についてはすべての方に無料で行うというのが理解できない。

(事務局)美容本舗h a r m o n yは500円の実費負担である。障がい者の方と高齢者の方に対して金額を変えることはしていない。予約の段階での優先枠的なものは設けている。

(副会長)自主財源は何か。積算根拠がないと困る。参加費なのか、持ち出しなのか、寄付を集めようとしているのか。

(事務局)持ち出しということは聞いている。

(副会長)持ち出し的なものをどういう風に工面しているのか。

(会長)自主財源が自分の職業のほうからでているのであれば、自主財源とは言えない。講師代というのは、外部の人が。活動実績は提出してもらっていないのか。

(事務局)活動実績はもらっていない。

(副会長) どういう持ち出しが、判定できる資料はないか。

実績があれば過年度の事業報告書等が作られるのが普通であり、それを団体に求めるのも問題はないと思う。そういった資料がなければ組織の透明性が判断できない。

(会長) 事業計画書の中身をもう少し詳しく記入していただきたいと思う。事業の目的と期待される効果を見ると福祉的な市民活動でなくても、こういうことは書ける。どういうプロセスを経て、地域の福祉に貢献できるのかが計画書の中には書かれていない。例えば、だんじり祭りは世代間交流や地域住民の交流と言われると私達としても経験したこともあるし、分りやすいし理解しやすいが、対象者がすべての年代となると、具体的にどういう展開をしていくのか読み取れない。

事業の目的を、もう少し明確に書いてもらう必要がある。

この団体は、保留にして、こちらが納得するように事業計画を書かれるのがいいのではないかと思う。

(事務局) 「光倶楽部」のちよいず事業の記事をみて、広報に掲載したり、支援を受けることができるなら、参加したいということで今回応募したようである。

(委員) 「光倶楽部」というのは、国が進めている地域型スポーツ事業の団体で、体育大学の先生が指導をしているようだ。将来的には各地域にそういう団体を作っていくことを目的としている。

(会長) 計画書の立て方とか、報告の仕方についても、ちよいず事業を通じて団体の力を上げていってもらった方が、この事業のいい所だと思うので、もう少し詳しく説明をしてもらった方が市民さんにも活動について理解してもらえるとと思うので、そのようにして指導してもらいたい。

(委員) 健康づくり・予防医学推進委員会ということで、それなりの目的があるので、スタッフの方が、どういう役職でどういう経歴を持っている方なのか知っておいた方がいいのでは。

(会長) 地域の住民で介護予防の取り組みをされているような方であれば、信頼できる。

(副会長) 整骨院の構成メンバーだけということではないのか。

(事務局) そういう形ではない。外部の方も推進委員の中に入っている。

(会長) もう少し申請書類に詳しく記載してもらおうよう団体に対し説明をお願いする。

(副会長) はつが野街づくり推進委員会のブースの件だが、対象経費にしないといけないのか。ブースの収入もほぼ同額に近いというので、対象経費の中に収めないといけないのは、どうか。

(事務局) 今回、最適な費目がなかったという意味合いで、その他にいれている。食材であれば、加工するので原材料にするという形もあるが、スーパーボール等は、加工しないので原材料費に適するかどうかと迷い、その他にしたが、意味合いからすると、例えば、祭りのおでんの材料などと扱いは同じというふうに考えている。

(会長) 他の委員はどうか。個人的には、対象経費でよいと思う。加工しないのでヨーヨーやスーパーボールを、原材料費とするには、微妙なところがあるが。

(会長) 鶴One フェスタの消耗品費の140,000円は模擬店や簡易食器代ではないのか。

(事務局) この分は防災啓発用のアルファ化米など、防災用の物を配布する分である。模擬店は簡易食なので、紙コップや紙皿とかそういう物である。

ヨーヨー釣りなどのお店を自分達でする場合と、業者が入って行く場合とがある。ブースだけ貸して、ヨーヨー代などは自分達で売上げも自分達という形で電気代だけをこの分に入れている。子ども会など組織が参加する場合は実行委員会の予算の中で購入費をあてて、チケットなど金券を発行し、その収入もこの実行委員会にいれるというような団体もいる。

(会長) 個人の意見としては、対象経費でいいと思う。

(事務局) 子ども達を集めるとなると、こういう物に魅力を感じるのので、参加してもらおうとなるとこういう形になるのかと思う。団体としては、比較的新しいまちなので、若い世代との交流を深めていきたいと、力を入れているということである。

(委員) 青葉はつが野世代間交流推進委員会で、事業の名称が青葉台夏まつりであるが、はつが野街づくり推進委員会と重なるのではないか。

(事務局) 団体番号10番のはつが野街づくり推進委員会は、はつが野祭りということで、どちらも小学校区でいうと、1つの小学校区になっている。町名でいうと青葉台とはつが野という町名があり、対象としては校区を対象としている。実施時期は夏祭りと秋祭りで時期や内容が違っている。

(会長) 詳細は実績報告の段階で説明していただく形をお願いします。4番については、詳細な計画書を出してもらおうということで保留にさせていただく。続いて、11番から20番までをお願いします。

(事務局) 団体番号11 松尾連合地車連絡協議会である。事業目的は地域コミュニティの高揚と地域間交流及び世代間交流の促進並びに伝統文化の継承を目的とする。

収支予算額の対象経費であるが、1,564,500円である。内訳は、印刷製本費1,258,000円、委託料177,900円、使用料及び賃借料58,600円、食料費70,000円という形になっている。

次に団体番号12 和泉市少年少女合唱団である。事業目的は、歌を通じて青少年の育成に努めること。収支予算額の対象経費だが、416,000円である。

内訳は、報償費360,000円、委託料15,000円、使用料及び賃借料20,000円、旅費(外部講師交通費)5,000円、駐車場代5,000円、印刷製本費(チラシ・プログラム印刷代)5,000円、楽譜コピー代6,000円である。

続いて、団体番号13 信太連合である。地域コミュニティの高揚と地域間交流及び世代間交流の促進を図る目的で地車を曳行を行う。収支予算額の対象経費だが、1,310,000円である。内訳は消耗品費200,000円、食料費80,000円、印刷製本費450,000円、委託料430,000円、報償費30,000円、使用料及び賃借料120,000円である。

続いて、団体番号14 ローズウッダーである。こちらは新規団体である。

身体や精神の恒常性を維持し、リラックス、リフレッシュなど心身の健康増進を図る目的でハンドケアやアロマ体験を行う計画をしている。

収支予算額の対象経費は36,600円である。内訳は、旅費1,400円、備品購入費5,000円、食料費1,200円、印刷製本費5,000円、使用料及び賃借料6,000円、消耗品費12,000円、報償費6,000円となっている。

続いて、団体番号15 特定非営利活動法人笑輝である。こちらも新規である。

障がいを理解するとともに障がいがある、ないに関わらず人としてお互いに理解しあい、積極的に参加し、活動していく仲間を作る事を目的とし、各種教室を開催するものである。収支予算額の対象経費は1,001,900円。内訳は報

償費450,000円、旅費50,000円、消耗品費35,000円、印刷製本費180,000円、食料費11,400円(講師飲料代)10,500円(受講生飲料代)役務費20,000円、使用料及び賃借料45,000円、原材料費60,000円、備品購入費140,000円である。

団体番号16 和泉太鼓鼓聖泉である。和泉太鼓の文化を発信し、災害復興に関心をもっていただき、和泉市で復興支援曲を作り市民にも呼び掛け、演奏を行い、震災を風化させない取組みを和太鼓を通じて行うことを目的とし、チャリティイベントを開催する計画である。

収支予算額の対象経費は、1,396,000円である。内訳は報償費200,000円、消耗品費30,000円、印刷製本費100,000円、役務費50,000円、委託料890,000円、使用料及び賃借料126,000円である。

団体番号17 信太の森芸能祭実行委員会である。葛の葉伝説を歌舞伎を通じて、郷土の芸能として全国に発信するとともに各地に伝わる葛の葉伝説ゆかりの地との交流や地元で活動するグループの参加により地域の文化運動としての役割を果たすことを目的とし、イベント、歌舞伎公演を行う予定をしている。収支予算額の対象経費は1,077,000円である。内訳は報償費(講師謝礼)330,000円、記念品代20,000円、旅費210,000円、消耗品費10,000円、食料費20,000円、印刷製本費140,000円、役務費5,000円、委託料240,000円、使用料及び賃借料60,000円、原材料費42,000円である。

続いて、団体番号18 特定非営利活動法人こどもNPOセンターいずみっ子である。子どもが主体となる設定の企画に、大人がサポートして支援することにより、地域社会で子どもを育む動機となることを促すことを目的とし、子ども市を開催する計画である。収支予算額の対象経費は、203,000円である。内訳は報償費13,000円、消耗品費90,000円、食料費8,000円、印刷製本費60,000円、役務費2,000円、委託料20,000円、使用料及び賃借料10,000円である。

続いて、団体番号19 国府校区納涼大会運営委員会である。盆踊りを通じて世代間交流を図るとともに文化・歴史を継承するとともに新旧市民の出会いのネットワークを作り、老若男女が気軽にあいさつできる地域社会の構築の手伝いを担うことを目的とし、盆踊りを計画している。収支予算額の対象経費は、1,000,000円である。内訳は報償費50,000円、消耗品費54,000円、食料費100,000円、印刷製本費100,000円、役務費46,000円、委託料500,000円、原材料費150,000円である。

続いて団体番号20 総合型地域スポーツクラブ 大阪和泉光倶楽部である。運動やスポーツを行い、体力向上及び維持を努めるとともにスポーツを通じて仲間づくりの社会性の向上に寄与することを目的とし、ショートテニス教室や体力づくりを計画している。収支予算額の対象経費は、408,500円である。内

訳は報償費12,000円、42,000円(講師謝礼)旅費12,000円、84,000円(講師交通費)食料費56,000円、使用料及び賃借料10,000円、消耗品費30,200円、役務費29,800円(講師保険代)52,500円(参加者保険代、郵送代)備品購入費80,000円である。
以上である。

(会長)今、説明があった団体に関して、何かあればお願いしたい。

(会長)11番の松尾連合地車連絡協議会だが、他の地車の団体とは区域が重なってはいないのか。

(事務局)重なっていない。和泉市には3つの連合があるが、例えば和泉だんじり大連合は和泉府中駅周辺の町会というように分れている。

(副会長)今、指摘があった松尾連合地車連絡協議会だが、大半がカレンダー代である。これは、どんな意味があるのか。カレンダーに啓発性があるのか。

(事務局)伝統文化を守るため、若者たちに啓発する目的で各事業所へ啓発用カレンダーを配布している。

(委員)伝統文化を守るとかカレンダーのところに書いて、市民に啓発するイメージなのだろう。

(事務局)ポスターは一枚もので、だんじりの写真が入っており、いろいろな場所に掲示することで、だんじり祭りの伝統をアピールしている。カレンダーについても、1町ずつ1月から12月まで、だんじりの写真が入っていて、祭りの時期だけではなく、年間を通して飾ってもらえるということで聞いている。

(委員)金額が大きいのでは。

(副会長)そこを対象事業として判断したらいいのか。こういう効果があるということが、一切書かれていないが。

(事務局)だんじりの場合は安全対策、清掃活動、PR活動、この三本柱になっている。特にPRという意味合いが大きいと考える。

(会長)寄付を集める時に、カレンダーを配っているのでは。

(事務局) 寄付を集める時には、カレンダーは配っていないと聞いている。だんじり祭りで問題になっているのが、青年団の人数が少なくなっていることである。現在、地域の方たちだけでは、祭りが実施できず、地域外から参加していただいて、継承している。

(委員) 桃山学院大学の留学生も参加していると聞いている。国際交流にもなるのでは。

(事務局) 以前の判定会で実績報告の段階で議論があり、自主財源がカレンダー相当分になっているということで、一定、自主財源の範囲程度であればよしとするという判定をいただいた。

(会長) 例年と同じような予算書だが。

(委員) 団体番号16番だが、練習ホール使用料とあるが、練習は基本的に対象経費に入らないのでは。

(事務局) 今回、災害復興支援再建事業で広く市民の方を募集し、一緒に練習し発表するという企画をしている。支援曲練習ホール使用料というのは、市民の方との練習をするということで対象経費に入っている。

(会長) 承知した。新規の14番、15番について何かあるか。

(事務局) アロマセラピーでリラックス効果であったり、精神的なものである。

(副会長) 先程の4番と違うのは、対象者がそういうチャンスに恵まれない方ということなのでいいとは思う。ただ、予算が少ないのでは。

(事務局) もう少し大きく予算は組みたかったようだが、二分の一を捻出するのが難しいということで、今回、初めてのエントリーなので、開催回数を制限して、申請するということである。

メンバーの方々は資格を持って行っている。これまでは無料でしていたが、そういう枠組みでは難しいので、参加費をいただく形で、一回限りのイベントを開催すると聞いている。

(会長) 15番についてはどうか。

(事務局) 事業内容の詳細をつけているが、パソコン教室、英会話教室、木工教

室、文章教室、体操教室、ヨガ教室など多岐であり、基本的には団体の施設で行う。それ以外に体操や料理は施設を借りて行う。内容が多岐にわたっているので、事務局としても実施できるのかというところはある。NPO法人の公開資料を調べたが、今年の5月に認証されているので、実績はまだあがっていない。

(会長) NPOとしては、子育てがメインなのか。

(事務局) 事業内容としては児童発達支援事業、デイサービス事業をしている。

(会長) この事業は実際、活動しているのか。

(事務局) 今年の5月に法人認証されており、まだ、事業報告があがってきていない状況なので、今のところは把握できていない。

(会長) NPOの活動に含まれるのかどうかというのは、パソコン教室とヨガ教室などである。障がいのある方を対象にするのか。

(事務局) 基本的には障がいのある方が対象ということなので、講座の人数も少人数で行うということである。例えば、パソコン講座も一講座、二名だけなどというふうにしていくと聞いている。

(会長) 一講座、二名だけか。

(事務局) パソコンに関しては、二名である。きめ細かに指導をしていきたいと。こちらが気になるのは、事業収入が500,000円とあるが、参加費でこの金額を集めるとなると、相当な人数の参加者が必要になるかと思う。

(副会長) 基本的に細かく書かれているので、整合性が気になると思うが、足りなければ会費などで補うかと思われる。書類としては非常に精度が高い。17年間、障がい者の方々と活動してきた方達と作っているなので、認証を取れたのが今年だということだけであるので安心かと。書類を読む限りの感想ではあるが。

(会長) 福祉部門の方達は存じているのか。

(事務局) まだ、照会はできていない。平井町にNPO法人の施設はある。

(会長) 支援金が低くなった時に、このユニバーサル・シチズン大学の全体は維持できるのか。

(事務局)具体的にどういうことをしているのかが分りにくいと支援金は集まりにくい傾向にある。

(会長)20番までの説明をしていただいたが、受け付けるということによろしいか。

(異議なしの声)

(事務局)それでは、団体番号21番から34番までの説明をさせていただく。

まず、団体番号21 道の駅いずみ山愛の里 出荷協力会である。こちらは新規団体である。

和泉市山間地域の活性化及び農工商業を振興を目的とし、南部リージョンセンター道の駅エリアでまつりを開催する計画である。

収支予算書の対象経費は、513,000円である。内訳は報償費200,000円、消耗品費13,000円、食料費10,000円、印刷製本費40,000円、役務費10,000円、原材料費100,000円、使用料及び賃借料140,000円である。

続いて、団体番号22 いずみ子ども文楽の会である。子どもによる伝統芸能の習得、公演を通して、和泉市に新たな文化を創造することを目的とし、人形浄瑠璃を実施するものである。

収支予算書の対象経費は、600,000円である。内訳は報償費300,000円、旅費(講師交通費)23,400円、(子ども引率費)24,600円、印刷製本費120,000円、消耗品費32,000円、その他100,000円である。

続いて、団体番号23 NPO法人 和泉100人委員会である。この団体は継続して申し込んでいるが、事業内容が今回は変わっている。子育てにおける最も小さなコミュニティである親子間の思いやりを育むことを目的とし、大人も楽しめる参加型コンサートを開催する計画である。

収支予算額の対象経費だが960,000円である。内訳は報償費500,000円、旅費(出演者・音響技術者への謝礼)270,000円、出演者宿泊費72,000円、スタッフ交通費18,000円、消耗品費(事務用品)7,000円、長尺用ロール紙6,200円、食料費9,000円、印刷製本費9,000円、役務費6,800円、使用料及び賃借料62,000円である。

続いて、団体番号24 和泉の国ジャズストリート実行委員会である。

市民相互の交流と地域文化の向上を目的とし、ストリートライブを実施する計画である。

対象経費は、3,750,000円である。内訳は、報償費1,200,000

	<p>0円、印刷製本費300,000円、委託料1,570,000円、使用料及び賃借料300,000円、消耗品費380,000円である。</p> <p>続いて、団体番号25 社団法人 和泉青年会議所である。和泉市の発展と活性化及び喜びや明るい未来を与えることを目的とし、まちづくりフェスタを開催する計画である。</p> <p>収支予算額の対象経費として1,600,000円である。内訳は報償費(司会者・警備員謝礼)100,000円、出演者の謝礼320,000円、役務費30,000円、印刷製本費300,000円、使用料及び賃借料(音響設備レンタル)250,000円、ステージ使用料300,000円、ステージテントの賃借料260,000円、消耗品費40,000円である。</p> <p>続いて、団体番号26 北松尾校区町会連合会である。この団体は2年ごとのフェスタを行うため、去年は参加していない。第一回目のちよいず事業で参加している。活発な世代間交流の展開による地域間の人間関係の構築を図ることを目的とし、ふれあいフェスタを実施する計画である。</p> <p>収支予算額の対象経費として1,130,000円である。内訳は報償費100,000円、消耗品費50,000円、印刷製本費80,000円、委託料300,000円、使用料及び賃借料250,000円、原材料費350,000円である。</p> <p>続いて、団体番号27 伯太フェスタ実行委員会である。こちらは新規団体である。</p> <p>伯太小学校を中心に各種団体、教員、PTA等が協力し児童とその保護者及びその他の市民が楽しく交流できる場所を提供することを目的とし、伯太ふれあいフェスタを実施する計画である。</p> <p>収支予算書の対象経費として568,000円である。内訳は消耗品費80,000円、原材料費410,000円、印刷製本費8,000円、その他70,000円である。</p> <p>続いて、団体番号28 南池田中学校区ふれあいコンサート実行委員会である。この団体は、去年は参加していないが、第一回目は参加している。</p> <p>校区に在住する音楽家や小・中学校・幼稚園に在学する子ども達等が一堂に会し、歌や楽器演奏などを発表しお互いが音楽を通して交歓することで地域の文化的、教育的環境を高め、地域間・世代間の交流を図ることを目的とし、コンサートを開催する計画である。</p> <p>対象経費として、500,000円である。内訳は使用料及び賃借料250,000円、委託料20,000円、報償費50,000円、印刷製本費(ポスター作成費)20,000円、プログラム制作費10,000円、食料費60,000円、消耗品費(会場装飾用花代)15,000円、看板代15,000円、役務費15,000円、委託料(ピアノ調律代)15,000円、楽器運搬費30,000円である。</p>
--	--

続いて、団体番号29 東日本大震災ドキュメンタリー映画「うたごころ」上映実行委員会である。こちらは新規団体である。事業目的は東日本大震災ドキュメンタリー映画の上映により、ありのままの被災地を感じ、つながりを持つきっかけを提供し、東日本大震災の被災者を支援する輪を広げることを目的とし、ドキュメンタリー映画の上映を計画している。収支予算額の対象経費として329,600円である。

内訳は報償費60,000円(講師謝礼)20,000円(司会謝礼)5,000円(保育謝礼)旅費13,000円、消耗品費2,000円、印刷製本費20,000円、役務費25,000円、使用料及び賃借料182,600円、食料費2,000円である。

続いて、団体番号30 癒~美クラブである。

普段自分の時間が持てない方々に、気軽に安心して癒される時間を楽しんでいただき、同じ興味や趣味を持つ人との仲間作りに役立ててもらおう場を提供することを目的とし、イベントを開催する。

収支予算書の対象経費として257,400円である。内訳は、使用料及び賃借料50,400円、旅費9,000円、役務費62,000円、委託料20,000円、報償費60,000円、食料費4,800円、印刷製本費21,000円、消耗品費30,200円である。

続いて、団体番号31 NPO法人美容本舗harmonyである。

自宅でできる前髪カットを習得してもらい、美容室へ行くことが困難な方のストレスを和らげるとともに家族間のコミュニケーション能力を高め、生活環境、家庭環境の改善に貢献することを目的とする。対象経費として101,600円である。内訳は使用料及び賃借料50,400円、旅費9,000円、役務費62,000円、委託料10,000円、備品購入費30,000円である。

続いて、団体番号32 特定非営利活動法人いずみの国の自然館クラブである。

子どもたちに豊かな自然の中にある昆虫や植物など生き物を知る機会を提供し、自然の恵みや生命の大切さを次世代の子どもたちに伝えることを目的としている。対象経費として180,000円である。内訳は報償費10,000円、消耗品費(会報用クリアホルダー)13,500円、用紙代3,000円、標本作製用文具9,700円、自然館祭り準備物25,000円、食料費6,000円、印刷製本費70,000円、役務費20,000円、使用料及び賃借料10,800円、原材料費12,000円である。

続いて、団体番号33 内田町ボランティア 蛍の会である。

蛍を通じて自然の大切さ、大事さを再確認してもらうことを目的としている。

収支予算書の対象経費として、611,840円である。内訳は、原材料費(蛍の成虫)300,000円、印刷製本費40,000円、原材料費(小川整備、安全対策用材料)消耗品費10,000円、報償費15,000円、食料費5,

000円、委託料50,000円である。

続いて、団体番号34 劇団ドキドキである。

市民文化の向上と市民交流を目的とし、市民ミュージカルを開催する。対象経費は1,850,000円である。内訳は、委託料1,800,000円、印刷製本費40,000円、役務費10,000円である。

以上が最後の14団体である。

(会長)今、説明があった21番から34番に関して、どうか。

22番のいずみ子ども文楽の会だが、対象外経費の400,000円だが、書き方によっては、対象内になるのではないか。

(事務局)定期公演の実施時期が子ども達の春休みで、3月末の判定会に間に合わない。基本的に3月上旬に終わっていただく事業でないと対象経費に入れられない。当初の計画としては、この400,000円の補助金収入とホール使用料、賃借料とともに抜いた形でいただいたが、事業計画の中に公演のプログラム、パンフレット印刷代等が入っていたので、1つの事業として対象外経費として入れていただいた。

(会長)そういう方法しかないのか。

(事務局)最低3月末には補助金審査を終えなければならないが、それには間に合わない。公演については大阪府の方に補助金申請を予定しているので、経費としては特に問題はないかと思う。

(会長)承知した。21番の道の駅イベントであるが、事業は、4月、7月、11月、3月に行うということか。

(事務局)こちらは、和泉市南部リージョンセンター、道の駅で行う。団体からは出荷者の利益を目的としているのではなく、市民の賑わいや活性化につながるイベントを行うと聞いている。イベントについては以前から考えていたが、出荷協力会の持ち出しだけではできなかったので、今回ちょいずの制度を利用したいという話だった。

(会長)出荷協力会が市民活動団体として申請するのは、認められるのか。

(事務局)団体要件は満たしている。

(副会長)道の駅自体は事業者であり、その後援を行う団体の活動は不特定多数

の利益からは反するのでは。規約からは、後援を行っているように読み取れる。

(委員)和泉市内で、直接、地元の農家で作った販売所がなく、地域の野菜などをPRする目的で出荷協力会ができたと思う。もちろん販売も目的の1つであるが、本来の目的は和泉市の農家の方々がより地域の農産物をもっとPRするというのがあると思う。目的で書いてあるように、和泉市の活性化や振興に寄与するというので、単に販売することだけを目的としていない。

(副会長)もっと、広く直売所などを様々な形で支援していくというのであれば、公益的だといえるが、特定の販売所(道の駅)のみを応援する主体では公益性があるのか。

(委員)道の駅の管理運営を行っているのは、別の組織だが。

(副会長)もし、NPO法人に申請してきた場合は認めるのか。

(委員)出荷協力会で和泉市の農産物を積極的に販売していただくことにより、和泉市の農業そのものの発展につながるので、認められるのでは。NPO法人のなかでも農業の発展に関する団体は認められている。

(副会長)道の駅全体を否定しているわけではない。道の駅いずみ山愛の里のみを応援する組織である。それが公益的といえるかどうかである。

(事務局)いずみ山愛の里の役割は和泉市における道の駅での直売所という機能もあるが、基本的な道の駅の機能は、情報発信、観光振興である。

(副会長)例えば、大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)を応援したいという団体があった場合にその団体がNPO法人格がとれるのか。

(事務局)それは、難しいと思う。

(副会長)全く同じ話である。ドーンセンターも非常に公益的な施設である。幅広い市民に対して、男女共同参画を提供している。官設民営である。

(委員)出荷協力会は道の駅の運営者ではない。

(副会長)ただ、申請書に書かれているのは、「直売所の利用促進に関すること」、「出荷物の生産に関すること」、「施設の効率的利用及び会員相互の情報交換に関

すること、非常に共益的かつ一部しか潤わない。

(会長)出荷協力会という名前が引っかかっているところがあるが、イベント自体は問題ないと思う。近隣の施設の来客に影響を及ぼす恐れがあるが、公の施設が民間の施設に影響を与えても問題はないのか。

(委員)団体要件として公益性は求められているのか。

(会長)市民活動団体に関しては、出荷協力会でも問題はないと思うが、第4条の「支援金交付の対象となる事業」のところで、「特定非営利活動促進法に掲げる活動」、「営利を目的としない」ということである。営利を目的としていないと思うが、しているというように思えてしまう面がある。

(事務局)収支予算書をみると、収入の方でイベントの収入は0円である。自主財源で出荷協力会の会員の中から捻出をして賄うと聞いている。

(会長)事業計画書に、和泉市の山間部の活性化、農工商業の振興に寄与すると書かれているが、期待されているのは市民の方に身近に感じてもらうということと、市民の方イコールお客さまになってしまうので、この部分が和泉市の山間地域に住んでいる人たちのネットワーク作りであるとか、和泉市の農業従事者の方たちのネットワーク作りにしたほうが、地域全体の活性化につながる活動であるように感じる。

(委員)地域の祭りやだんじりも共益的な面はある。祭りやだんじりは効果が及ぶ範囲が大きいことから認められているが、明確な線引きは難しい。

(会長)課題が後から出ることは、事前に想定していないといけない。名称にしても、商売が目的でこのイベントが開催されるのではないかというふうに見られないように計画書等を修正していただく必要がある。実質的にイベントにかかる費用は団体の持ち出しで行うであろうし、市民から誤解されないようにする必要がある。

(委員)単に道の駅に人が来てもらうだけが目的ではなく、そのことによって農家の活性化等につなげていくということをもっと明記すればいいのでは。例えば、農業の振興や農業政策における後継者の育成などの問題解決の取り組みに重点をおいてイベントを計画してもらう必要がある。

(会長)名称に関してももっとしたいことを表すように変えていただき、事業計

画についても主な対象者が市民、道の駅利用者となっているのを、もっと幅広くしていただいたほうがいいのでは。

(委員) 講師とあるが、何か予定をしているのか。

(事務局) 例えば、押し花教室の講師等を予定している。

(副会長) 非営利活動団体で共益性や公益性があっても、団体としてはこの要綱上ではどちらも可である。ただし、事業は共益的であってはならない。その理解でよいと思う。会長が述べたように、今の計画書では共益的に見える。社会貢献的活動と分かるよう修正する必要がある。

(会長) 事業の内容で判定していく。

(委員) 町会、自治会は対象団体から外しているが。

(事務局) 団体要件としては、町会、自治会は本来外れないが、町会・自治会活動として、町会の中だけで祭りをする場合等は、事業要件として外れる。

(委員) 町会、自治会の中では市の補助金を使ってまで事業をすべきでないと思っているところもあると聞いている。

(事務局) 必ずしも全市民が集まれるようなイベントは、場所の確保からは難しいのが実情である。小学校校区ぐらいの地域の方が集まれるイベントであれば、共益的という見方もあるが、公益的とも考えられるではないかということである。

(会長) それでは、こちらの方は課題ということで書き換えていただくということではよろしいか。

23番のNPO法人 和泉100人委員会だが、事業内容が例年とは違うということか。

(事務局) 今まではベビーマッサージ等が主流だったが、今回は、ファミリーコンサートを計画している。

(会長) 経費のほとんどが報償費と旅費であるが、いくつか問題はある。

(事務局) こちらも気になったところはある。報償費が500,000円である

が、実際のところ、これが公的な機関が実施する場合は費用が倍くらいはかかるということである。今回はNPO法人なので、協力していただいて、この値段であると聞いている。

生駒市でも開催する予定をしていて、その前後に和泉市で開催することで旅費も抑えていくということを聞いている。

(会長) 団体番号30、31番だが、寄付がなかなか集まらないとのことだが、工夫はされているのか。

(事務局) 自治基本条例の1周年記念フォーラムを開催した際に、ちよいづの団体も参加できるPRブースを設けた。癒~美クラブ、NPO法人 美容本舗 harmony、ミータスコア・グループ未来の3団体の参加があった。

(会長) 34番の劇団ドキドキも前回と内容は変わらずか。

(事務局) 意見が出ていることは、伝えている。市民に希望を与え、一定の金額でミュージカルを楽しんでもらうことを目的としているとのことである。

(事務局) 団体の活動としては、福祉施設をボランティアで回っているようだが、それは、お金はかからないのでちよいづ事業での申請は、一番メインの公演になってくる。

支援を受けることで、例えば3,000円のチケットが1,500円で提供できるとか、普段ふれることのできないミュージカルを市民に楽しんでもらえる。

ミュージカルは弥生の風ホールの8割の席は埋まっていると聞いている。

市民文化の向上ということで市民がミュージカルを行うという文化が和泉市にあるのを評価している。ジャズやクラシックコンサートを行うなども基本的にこういうスタイルである。

(副会長) 生涯学習にもいろんな考え方がある。クラシックなら受け入れられるといったことのように。劇団ドキドキに少し違和感を感じるのは、この規約をみると、会員の位置づけなどがあまり書かれておらず、開かれた組織に見えにくい。

(事務局) 開かれた感がないとやはり市民からの寄付が集まりにくい。市民にとって開かれており、信頼感がある団体には、寄付が集まりやすいと思われる。

(会長) では、21番の道の駅だけ、内容を市民にとって見やすく変えていただくということをお願いしたい。

全体を通して、意見等があれば、いただきたい。引き続き課題は残っているが。

(事務局) 今後のスケジュールを報告をさせていただきます。

本日の判定結果については、各申請団体に可否決定を書面にて通知する。

今後の予定としては、2月1日から25日まで市民からの選択届出が行われるのに先立ち、全戸配布する団体紹介冊子の作成や2月6日のボランティア・市民活動支援センター、アイ・あいロビーにおいて希望団体による市民向けの団体PR会の開催準備を進めていく。

次に、今後の判定会の開催予定であるが、第4回は、各団体からの実績報告の審査として1月下旬に開催したいと考えている。

次に第5回判定会については、平成24年度補助事業の最終分として補助金交付事務手続き上、年度内に行う必要があることから、3月下旬に実施したいと考えている。

また、来年度のこととなるが、平成25年度の第1回判定会の開催時期であるが、市民からの届出結果によっては、変更交付申請が提出されるので、この審査にかかる判定会を4月上旬に開催させていただきたいと考えている。

(会長) それでは、これにて、平成24年度第3回判定会を終了する。

以上